

## 鳥羽志勢広域連合 令和2年度定期監査報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 準拠している基準

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定により定められた鳥羽志勢広域連合監査基準（令和2年4月1日鳥羽志勢広域連合監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

#### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査を、同条第4項に基づく定期監査として実施した。なお、同条第2項に規定する行政監査もあわせて実施した。

#### 3 監査の対象

鳥羽志勢広域連合全課（総務課、介護保険課、環境課、衛生課）における令和元年度の事務事業

#### 4 監査の着眼点

鳥羽志勢広域連合監査基準第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、監査を実施した。特に、各課における業務概要、会計年度任用職員の人事任用関係等を重点項目として監査を行った。

#### 5 監査の実施内容

令和2年7月16日、予め各部署から提出された定期監査資料等について、監査対象課の長等から説明を受け、関係職員に対し質疑を行うとともに、必要に応じて関係書類を精査し、総合的に監査を実施した。なお、新型コロナウイルス感染予防の配慮から、現場への立入りは行わなかった。

#### 6. 監査を執行した委員及び補助職員

鳥羽志勢広域連合	監査委員	村 林 守
鳥羽志勢広域連合	監査委員	田 中 喜一郎
鳥羽志勢広域連合	総務課	橋 爪 沙帆

### 第2 審査の結果

第1に記載したとおり監査したかぎりにおいて、監査の対象とした事務は法令に適合するとともに、正確かつ効率的に行なわれているものと、認められた。